

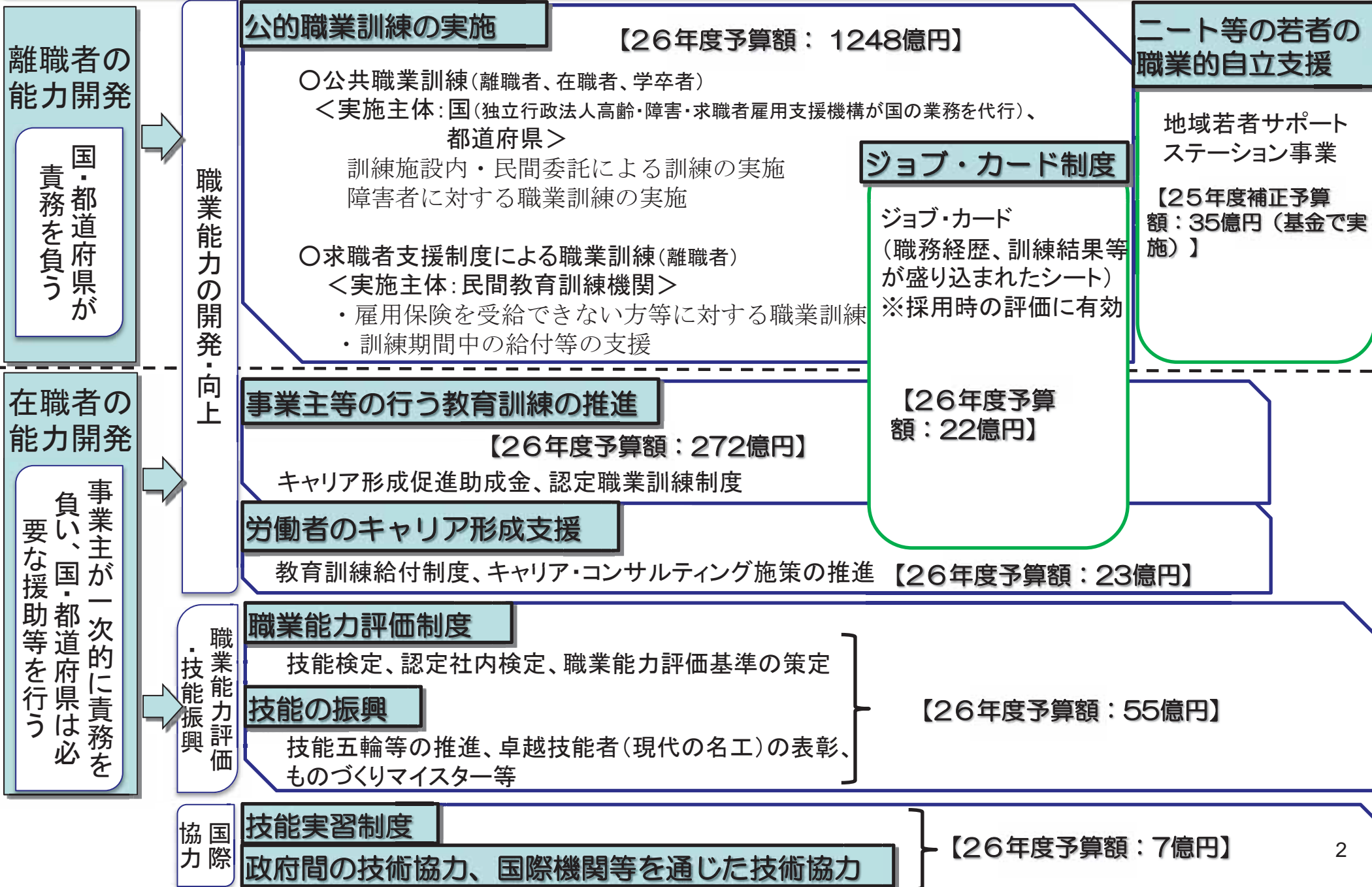
# 職業訓練 関係資料

平成26年4月24日

厚生労働省 職業能力開発局

# 職業能力開発施策の概要(平成26年度)

○「職業能力開発基本計画」(実施目標、基本事項等を定めた5ヵ年計画)に基づき実施 ※平成23年度から第9次計画



# 公的職業訓練の概要

※離職者向け職業訓練の約8割は民間教育訓練機関により実施(受講者数:250,096人、うち民間委託訓練受講者数208,366人(H24年度))

## 公共職業訓練

- (1)対象:ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**  
 (2)訓練期間:概ね3月~1年  
 (3)給付金:雇用保険法に基づく各種手当  
 (基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給  
 ※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり  
 (4)実施機関
- 国(ポリテクセンター)  
主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)  
【運営費】交付金
  - 都道府県(施設内訓練)  
地域の実情に応じた多様な訓練を実施(具体的には、自動車整備科等)  
【運営費】交付金+都道府県費
  - 委託先:民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)  
事務系、介護系、情報系等高額な設備を要しない訓練を実施  
【運営費】委託費:標準上限6万円/人月  
※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円~7万円/人月)

## 求職者支援訓練

- (1)対象:ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**  
 (2)訓練期間:3~6か月  
 (3)給付金:職業訓練受講給付金  
 (月10万円+交通費(所定の額))の支給  
 ※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合  
 (4)実施機関
- 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)  
【運営費】訓練実施機関に対する奨励金  
 <実践コース>訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円~7万円/人月)  
 <基礎コース>受講者数に応じた定額制(6万円/人月)  
**実践コースの主な訓練コース**
    - ・介護系(介護福祉サービス科等)
    - ・情報系(Webクリエイター養成科等)
    - ・医療事務系(医療・調剤事務科等)



ジョブ・カードを交付し、訓練実施機関(注:一部は職業紹介の許可を取得)とハローワークで連携して就職支援を実施。

離職者向け(無料(テキスト代等は実費負担))

在職者向け

- (1)対象:在職労働者(有料)  
 (2)訓練期間:概ね2日~5日  
 (3)実施機関:○国(ポリテクセンター) 【運営費】交付金  
                   ○都道府県                  【運営費】交付金+都道府県費

学卒者向け

- (1)対象:高等学校卒業者等(有料)  
 (2)訓練期間:1年又は2年  
 (3)実施機関:○国(ポリテクカレッジ) 【運営費】交付金  
                   ○都道府県                  【運営費】交付金+都道府県費

平成24年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	151,552	-	30,363	-	121,189	-
うち施設内	41,730	81.0%	30,322	84.9%	11,408	73.0%
うち委託	109,822	69.2%	41	68.3%	109,781	69.2%
在職者訓練	103,001	-	49,555	-	53,446	-
学卒者訓練	18,561	93.9%	5,903	97.8%	12,658	92.7%
合計	273,114	-	85,821	-	187,293	-

平成24年度求職者支援訓練 実績 受講者数合計:98,544人  
 (基礎コース)26,257人 就職率:80.6% (実践コース)72,287人 就職率:79.5%

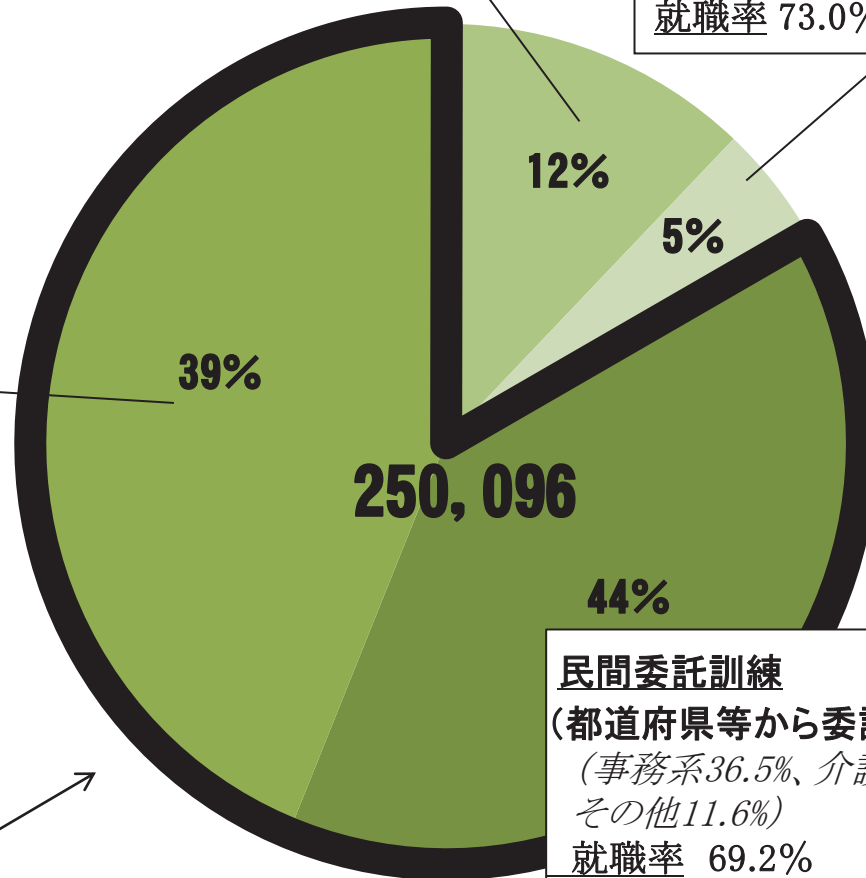
# 職業訓練(離職者訓練・求職者支援訓練)の実施状況(平成24年度)

平成24年度は**250,096人**に訓練を実施。**約8割は**民間教育訓練機関により実施。

**高齢・障害・求職者雇用支援機構(施設内)** 30,322人  
(製造系75.6%, 建設系15.1%, その他9.3%)  
就職率 84.9%

**都道府県(施設内)** 11,408人  
(サービス系26.9%, 製造系21.3%, 事務系12.1%, その他39.7%)  
就職率 73.0%

**求職者支援訓練** 98,544人  
(介護系22.4%, 情報系7.1%, 医療事務系8.0%, その他62.5%)  
就職率 (基礎コース)80.6%  
(実践コース)79.5%



**民間教育訓練機関(太枠)** **83%**  
208,366人

※求職者支援訓練の実績は暫定値

# キャリア形成促進助成金

平成26年度予算額 219億円

## 1. 制度概要

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

- ※ 事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
- ※ 1コースあたり20時間以上の訓練が対象

助成内容				助成額
<b>① 政策課題対応型訓練</b>				
①成長分野等人材育成コース	拡充	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ※( )額は大企業の額
②グローバル人材育成コース	拡充		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③育休中・復職後等能力アップコース	新設		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
④中長期的キャリア形成コース	新設 予定		従業員の中長期的なキャリア形成のための訓練	
⑤若年人材育成コース		中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※⑦については企業における実習の助成あり(1h当たり600円)
⑥熟練技能育成・承継コース			熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑦認定実習併用職業訓練コース			厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
⑧自発的職業能力開発コース			労働者の自発的な能力開発に対する支援	
<b>② 一般型訓練</b>		中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
<b>③ 団体等実施型訓練</b>	新設	事業主 団体等	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成：1/2

※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～③は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①⑤～⑧及び②は7万円～20万円

※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

## 2. 支給実績

平成25年度（平成26年2月末時点） 支給決定件数：19,605件 支給金額：6,354百万円



# 教育訓練給付の概要

## 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

## 給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大4年）以内にある者

（注1） 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

## （支給実績）

	受給者数（人）		平均支給額（円）		支給金額（千円）	
		（前年度比）		（前年度比）		（前年度比）
平成20年度	123,866	0.9	59,923円	△ 18.5	7,422,473	△ 17.8
平成21年度	133,598	7.9	36,186円	△ 39.6	4,834,347	△ 34.9
平成22年度	124,170	△ 7.1	36,852円	1.8	4,575,918	△ 5.3
平成23年度	122,248	△ 1.5	37,028円	0.5	4,526,558	△ 1.1
平成24年度	130,218	6.5	35,095円	△ 5.2	4,569,985	1.0

（注1）教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

（注2）支給金額は業務統計値である。

# 現状の主な職業能力評価制度

## ○ 技能検定制度

- 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法に基づき昭和34年度から実施。
- 検定職種は、平成26年4月1日現在、128職種(建設・製造の技能分野が中心)。①等級に区分するもの(特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級)と、②等級に区分しないもの(単一等級)とがある。技能検定は、職種ごとに、実技試験及び学科試験により実施。
- 厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が実施。なお、ファイナンシャル・プランニング等 14職種は民間の指定試験機関が実施。
- 合格者に「技能士」の名称を付与。(いわゆる「名称独占資格」※制度創設以降、延べ519万人が合格)  
【24年度の実績】受検申請者数 約75万人 合格者数 約28万人  
受検申請者数が多い上位5職種：  
「ファイナンシャル・プランニング」：47.7万人、「機械保全」：3.3万人、「機械加工」：2.2万人、「知的財産管理」：1.8万人、「金融窓口サービス」：1.8万人

## ○ 職業能力評価基準

- 職業能力評価基準は、サービス産業の増加など産業構造の変化や労働移動の増加の下で、技能検定制度がカバーしていない分野を含めた幅広い業種・職種を対象に、職業能力評価を行う基盤として平成14年から策定に着手し、現在事務系9職種のほか、電気機械器具製造業、ホテル業、自動車製造業など50業種が完成。(平成25年度現在)  
<各企業において、この「職業能力評価基準」をカスタマイズの上、職務記述書、職能要件書、能力開発指針、募集採用等の評価基準等に活用。>
  - ・業種別、職種・職務別に必要とされる能力を、担当者レベルから組織・部門の責任者に必要とされるレベルまで、4つの能力水準レベルを設定し整理・体系化。
  - ・仕事をこなすために必要な「知識」や「技術・技能」に加えて、どのように行動すべきかといった「職務遂行能力」を記述。